

確 約 書

株式会社りそな銀行（以下「甲」という。）及び株式会社ヴィア・ホールディングス（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2021 年 5 月 20 日割当予定の D 種優先株式 2,674 株（以下「本件優先株式」という。）及び本件優先株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件優先株式の割当を受ける日である 2021 年 5 月 20 日から 2 年間に
おいて、本件優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件優先株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件優先株式の所有状況について確認できる書面を乙に呈示する。

- 2 前項の規定は、本件優先株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第 3 条 本件優先株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から 2023 年 5 月 20 日までの期間については前 2 条を準用する。

第 4 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 5 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2021 年 5 月 20 日

甲 (住 所) 大阪府中央区備後町二丁目2番1号
(名 称) 株式会社りそな銀行
(代表者名) 代表取締役 浅井 哲



乙 (住 所) 東京都新宿区早稲田鶴巻町519
(名 称) 株式会社ヴィア・ホールディングス
(代表者名) 代表取締役社長 楠元 健一郎 印



確 約 書

株式会社みずほ銀行（以下「甲」という。）及び株式会社ヴィア・ホールディングス（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2021 年 5 月 20 日割当予定の D 種優先株式 777 株（以下「本件優先株式」という。）及び本件優先株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件優先株式の割当を受ける日である 2021 年 5 月 20 日から 2 年間に
おいて、本件優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件優先株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

- 第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件優先株式の所有状況について確認できる書面を乙に呈示する。
- 2 前項の規定は、本件優先株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第 3 条 本件優先株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から 2023 年 5 月 20 日までの期間については前 2 条を準用する。

第 4 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 5 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2021 年 5 月 20 日

甲 (住 所) 東京都千代田区大手町一丁目5番5号
(名 称) 株式会社みずほ銀行
(代表者名) 代表取締役頭取 藤原 弘治



乙 (住 所) 東京都新宿区早稲田鶴巻町519
(名 称) 株式会社ヴィア・ホールディングス
(代表者名) 代表取締役社長 楠元 健一郎



確 約 書

株式会社横浜銀行（以下「甲」という。）及び株式会社ヴィア・ホールディングス（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2021 年 5 月 20 日割当予定の D 種優先株式 562 株（以下「本件優先株式」という。）及び本件優先株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第 1 条 甲は、本件優先株式の割当を受ける日である 2021 年 5 月 20 日から 2 年間において、本件優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件優先株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件優先株式の所有状況について確認できる書面を乙に呈示する。

2 前項の規定は、本件優先株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第 3 条 本件優先株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から 2023 年 5 月 20 日までの期間については前 2 条を準用する。

第 4 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 5 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2021 年 5 月 20 日

甲（住 所）神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
（名 称）株式会社横浜銀行
（代表者名）代表取締役頭取 大矢 恭好 印



乙（住 所）東京都新宿区早稲田鶴巻町 519
（名 称）株式会社ヴィア・ホールディングス
（代表者名）代表取締役社長 楠元 健一郎 印



確 約 書

株式会社三井住友銀行（以下「甲」という。）及び株式会社ヴィア・ホールディングス（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2021 年 5 月 20 日割当予定の D 種優先株式 249 株（以下「本件優先株式」という。）及び本件優先株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件優先株式の割当を受ける日である 2021 年 5 月 20 日から 2 年間に
おいて、本件優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件優先株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件優先株式の所有状況について確認できる書面を乙に呈示する。

- 2 前項の規定は、本件優先株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第 3 条 本件優先株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から 2023 年 5 月 20 日までの期間については前 2 条を準用する。

第 4 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 5 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2021 年 5 月 20 日

甲 (住 所) 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
(名 称) 株式会社三井住友銀行
(代表者名) 代表取締役頭取 高島 誠



乙 (住 所) 東京都新宿区早稲田鶴巻町519
(名 称) 株式会社ヴィア・ホールディングス
(代表者名) 代表取締役社長 楠元 健一郎



確 約 書

ドイツ銀行東京支店（以下「甲」という。）及び株式会社ヴィア・ホールディングス（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2021 年 5 月 20 日割当予定の D 種優先株式 238 株（以下「本件優先株式」という。）及び本件優先株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件優先株式の割当を受ける日である 2021 年 5 月 20 日から 2 年間に
おいて、本件優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件優先株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

- 第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件優先株式の所有状況について確認できる書面を乙に呈示する。
- 2 前項の規定は、本件優先株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第 3 条 本件優先株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から 2023 年 5 月 20 日までの期間については前 2 条を準用する。

第 4 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 5 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙署名又は記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2021 年 5 月 20 日

甲 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号山王パークタワー
ドイツ銀行東京支店
日本における代表者 本間 民夫



乙 東京都新宿区早稲田鶴巻町 519
株式会社ヴィア・ホールディングス
代表取締役社長 楠元 健一郎



